

【計画書】

上五島都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(第1回変更)

長 崎 県

【 目 次 】

1 . 都市計画の目標	1
1) 上五島都市計画区域における都市づくりの基本理念	1
2) 地区毎の市街地像	2
2 . 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	2
1) 区域区分の決定の有無	2
3 . 主要な都市計画の決定の方針	3
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
主要用途の配置の方針	3
土地利用の方針	3
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4
2) - 1 交通施設	4
2) - 2 河川	4
2) - 3 下水道	5
2) - 4 その他の都市施設	5
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	6
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	6
5) 都市防災に関する方針	7
6) 景観に関する方針	7

上五島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

都市を取り巻く状況は、人口減少・高齢化社会の進展・地球環境問題や財政悪化など、大きく変化している。このようなことから、現今の社会経済情勢や本県の地域特性を踏まえ、暮らしやすく活力のある都市環境の形成を図るため、「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針（平成19年3月）」に基づき、長崎県の今後の都市づくりを進めていく。

その実現に向け、市街地のにぎわいを取り戻し、また、子どもから高齢者まであらゆる世代が不便なく、安心して暮らせる環境を形成するため、集約型の都市づくり（コンパクトシティの構築）を推進し、市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、既成市街地における生活環境の維持に努め、地域の拠点に様々な都市機能を集積し集客力を高めて賑わいを創出するものとする。

また、道路などの都市施設を効率的に配置して整備を促進し、公共交通の利用促進、公園や緑地の整備や保全等により低炭素型の都市づくり及び環境負荷の少ない省エネ型の都市づくりも併せて推進していく。

上記を踏まえながら、本都市計画区域の実情に応じて、都市づくりを行っていくものとする。

1) 上五島都市計画区域における都市づくりの基本理念

上五島都市計画区域は、五島地域の北部に位置し、有川やその周辺と一体となつて、今後の五島北部の発展を牽引する役割を持った都市計画区域である。

本都市計画区域の属する五島地域は、本土と隔離された地理的条件から特有の自然環境を有し、遣唐使やキリシタンにまつわる歴史文化を育んできた地域である。ここで、「海に囲まれた五島の自然や歴史文化を活かし、島々が連携し活力を生み出す“しま”づくり」を五島地域全体のまちづくりの目標とし、本都市計画区域においてもこれに即したまちづくりを行うこととする。

本都市計画区域は、山岳や丘陵地が多く、平坦地に乏しいという地形的特性から、南北に細長い形状の都市計画区域となっており、青方港、奈摩漁港を中心として市街地が形成されている。

また、緑豊かな自然環境と山と海が織りなす美しい景観を有している都市計画区域でもある。

このような状況を踏まえ、本都市計画区域の基本理念を次のとおりとする。

- ・島内外との連携・交流の促進による、にぎわいのある都市づくり
- ・安心して暮らせる定住環境の形成による、住みよい都市づくり
- ・山や海の自然を保全し活用することによる、自然豊かな都市づくり

2) 地区毎の市街地像

a. 青方地区

本都市計画区域の中心となる市街地であり、町役場や病院などの公共施設や小売店舗により構成される商店街が立地する地区である。

今後も、公共基盤施設の整備により、商業・業務の拠点として利便性の高い魅力ある市街地の形成を図る。

b. 奈摩地区

本都市計画区域の北部に位置し、住宅や地区住民のための小規模な小売店舗や郵便局などが立地する地区である。

住民の日常生活を支える生活交流の拠点として、一定の都市的サービスを楽しむ生活空間の形成を図る。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

上五島都市計画に区域区分を定めない

なお、区域区分を定めないとした根拠は、次のとおりである。

区域区分の必要性

- ・都市計画区域内の人口が増加する可能性は低い。
- ・都市計画区域内において住宅や産業の新規土地需要が生じる可能性は低い。
- ・都市計画区域の市街地拡大に直接結びつくと考えられる主要プロジェクトはない。

以上の理由から、本都市計画区域では市街地拡大の可能性は低いと考えられるため、区域区分の必要性は低い。

都市計画区域を取り巻く社会的状況

本都市計画区域には、区域区分を定めなければならない特段の社会的状況は見られない。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

主要用途の配置の方針

a. 商業・業務地

青方地区には、町役場や小売店舗、事務所などが集積している。

今後も当該地区を、新上五島町の中心的な役割を担う商業・業務地として位置づける。

b. 住宅地

中心部の住宅地は、公共施設や商業施設へのアクセス性を活かして、日常生活における利便性の高い住宅地として位置づける。

青方北部土地区画整理事業により新たに生み出された住宅地は、計画的な市街地が形成されていることから、当該地区を、良好な住環境を有する住宅地として位置づける。

土地利用の方針

a. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

町役場周辺は、公共公益施設や商店、住宅などが混在しているが、今後も、これら用途の混在を許容し、住民の日常生活の利便性を確保する。

b. 居住環境の改善又は維持に関する方針

青方北部土地区画整理事業区域内の住宅地については、道路・公園などの基盤施設の計画的な整備により、良好な住環境が生み出されていることから、今後もこれら環境の維持に努める。

c. 優良な農地との健全な調和に関する方針

本都市計画区域においては、二級河川釣道川沿いに広がる水田などの農地が形成されている。

これらの農地は、食料などの安定供給を確保するうえで最も基礎的な資源であることから、その保全に努めることとするが、都市的な土地利用を検討する必要が生じた際には、農林漁業との健全な調和を図る。

d. 大規模集客施設の立地誘導方針

都市構造や市民生活、地域経済及び行政運営に大きな影響を及ぼす大規模集客施設¹については、公共公益施設や商業施設・住宅などが集積し、都市生活の拠点となるべき市街地の区域へ誘導することを原則とし、都市機能の集積を図り、集約型の都市づくりを推進する。

なお、基本的な方針と具体的な手法・基準は、「長崎県大規模集客施設等立地ガイドライン（平成19年11月）」によるものとする。

(1) 「大規模集客施設」とは、延べ面積が1万㎡を超える店舗、劇場、映画館、遊技場・文化ホールなどを指し、公共団体が設置するものも含む。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

2) - 1 交通施設

基本方針

a . 交通体系の整備の方針

広域道路の整備を促進し、島内の拠点との連携・交流を強化する。

また、住民の生活に密着した道路の整備により、利便性や良好な都市サービスの維持・向上を図る。

広域道路や港湾、市街地の相互アクセスを強化し、広域的な交通体系の確立により、県内外との交流促進を図るとともに、公共交通の利便性向上を図る。

ひとにやさしいまちづくりをめざし、安全な歩行者空間の確保や旅客ターミナルなどにおける歩行者支援施設の整備など、バリアフリー化を図る。

b . 整備水準の目標

概ね20年後には、都市の骨格を形成する主要な道路体系を確立することをめざす。

主要な施設の配置の方針

a . 道路

都市計画道路(以下(都)という。)青方港線、(都)青方中央線、(都)青方北部縦貫線、一般国道384号、一般県道(以下(一)という。)青方港魚目線は、本都市計画区域と周辺都市との連携を強化するとともに、住民の通勤・通学や買物などの日常生活の利便性向上に資する道路であるため、地域形成型の広域道路として位置づける。

b . 港湾

青方港は、福岡県方面や福江、宇久、小値賀などへの航路を有するとともに、上五島地域の海上交通の拠点となる港湾の1つであることから、地域に密着した地方港湾として位置づける。

主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する施設は、次のとおりとする。

一般国道384号 (一)青方港魚目線

2) - 2 河川

基本方針

a . 整備の方針

河川は、住民の安全で安心な暮らしを支えることはもとより、都市内における貴重な親水空間であり動植物の生態系を保持する場でもあるが、各地で豪雨災害が頻発していることも踏まえ、各河川の想定氾濫区域を定め、氾濫区域内の資産

状況、過去の洪水実績などを踏まえた治水対策の目標を定め、河川空間の利用状況や動植物の生育状況などを十分に勘案し、整備・保全を図る。

b . 整備水準の目標

河川の整備を行うにあたっては、各々の水系において、河川管理者が定める河川整備基本方針、および住民や学識経験者の意見を踏まえて河川管理者が定める河川整備計画に基づくものとし、都市における安全性・快適性の向上を図る。

主要な河川の配置の方針

二級河川釣道川、相河川については、安全で快適な暮らしを支える重要な役割を果たす河川として位置づける。

主要な河川の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する河川は、次のとおりとする。

二級河川釣道川

2) - 3 下水道

基本方針

a . 整備の方針

適切な雨水処理や生活排水・工場排水の衛生的な処理、および釣道川などの公共水域の水質保全を図るため、長崎県污水处理構想や新上五島町污水处理構想に基づき、計画的かつ効率的に他の污水处理手法と一体的公共下水道整備を推進し、都市環境や住環境の向上、浸水の防除を図る。

b . 整備水準の目標

既成市街地および市街地整備の予定される地区において優先的整備を進める。
概ね10年後における新上五島町内の普及率(污水处理²人口/行政人口)は、53%を目標とする。

(2) 「污水处理」とは、下水道、浄化槽など各種污水处理施設による污水の処理のこと。

2) - 4 その他の都市施設

基本方針

快適な都市生活、機能的な都市活動を確保するために、効率的かつ合理的なごみ処理を推進する。このため、「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、本都市計画区域を含む広域的な上五島ブロックにおいて、将来的に2施設以内に集約化し広域処理を図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

道路・公園などの都市基盤施設と宅地を一体的に整備する必要のある地区、既成市街地において密集市街地の改善などを図る必要のある地区、又は大規模な土地利用の転換が見込まれる地区などにおいては、必要に応じて市街地開発事業の活用を図る。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

a. 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域の市街地周辺には、美しい海や森林が広がっていることから、これらの貴重な自然資源を保全するとともに、海岸線や森林資源の有効利用を図る。

都市公園は、住民のレクリエーション活動の場であるとともに、都市の景観に潤いを与え、動植物が生息・生育できる場であり、また、災害時においては、防災機能を担う場でもあることから、規模、目的などを勘案し、機能的な配置を図る。

また、本都市計画区域は、美しい海や山を眺望できる公園施設を有することから、これら施設の維持・充実を図り、観光資源としての活用を図る。

b. 住民1人あたりの公共空地の面積

新上五島町の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10㎡以上とする。

主要な緑地の配置の方針

a. 環境保全システムの配置方針

良好な自然環境を有している市街地周辺にある海岸や森林の保全とともに、長崎県レッドデータブックで選定評価された絶滅のおそれのある野生動植物の生息生育地については、その環境の保全に努める。

b. レクリエーションシステムの配置方針

観音岳公園は、世界初の洋上石油備蓄基地や美しい海・山などを眺望できるとともに、芝生広場や自転車モトクロス場などの施設が整備されている。当該公園を、自然・レクリエーションの場として位置づける。

運動施設や福祉施設、医療施設が隣接した中央公園などの街区公園を、住民の交流を図るレクリエーションの場として位置づける。

c. 景観構成システムの配置方針

島と海岸線が織りなす良好な自然景観は、本都市計画区域の象徴的なものとなっており、この保全に努めるとともに、観光資源としての活用も図る。

d．その他

本都市計画区域に点在する旧上五島町役場庁舎などの歴史・文化資源は、自然と一体となって本都市計画区域の貴重な景観要素になっており、今後も景観の保全を図る。

実現のための具体の都市計画制度の方針

a．公園緑地等の整備目標及び配置方針

市街地内の樹林地もしくは樹木に富める地区や水辺地などのうち、良好な自然景観を有する地区については、必要に応じて風致地区等を定め、良好な都市環境の形成を図る。

5) 都市防災に関する方針

基本方針

都市防災については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「長崎県地域防災計画」や水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「長崎県水防計画」などの計画とも十分連携を図り、必要に応じ都市計画を定めること等により都市防災のための施策等を行っていく。

6) 景観に関する方針

基本方針

県や市町の重要な施策等との整合を図りつつ、都市計画区域内の都市景観、自然的景観、歴史的景観など地域特性を生かした景観の保全や形成を推進し、景観行政団体が定める景観計画に沿って必要に応じ景観地区や地区計画などの都市計画を活用しながら、良好な景観形成を図るものとする。

